

2-5 環境配慮の推進

(1) 建設コンサルタントを取巻く環境の動向

環境と社会・経済が好循環する持続可能な社会を構築していくために、事業者をはじめとして、あらゆる主体と連携した積極的な環境配慮の取組みが極めて重要になってきている。

その中で建設コンサルタントは、地域環境を守るだけでなく、新たな環境を創出し、ライフサイクルを通じた環境配慮について理解を深め、実効性のある環境配慮提案を行う必要性が高まっている。

国連が平成27年9月に持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）を採択したことを受けて、国内においても政府一体となってSDGsに取り組むため、平成28年5月に閣議決定により総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「SDGs推進本部」が内閣府に設置され、同年12月に「SDGs実施指針」が決定された。これは、日本が2030アジェンダを実施し、2030年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられている。国内では「ジャパンSDGsアワード」や「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」などによってSDGsの活動の「見える化」が進められてきた。令和元年12月に改定された「SDGs実施指針」の下に策定された「アクションプラン2020」では、「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」を三本柱のうちのひとつの柱として、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」など8つの取組みについて具体化、拡充を図っている。建設コンサルタントには、環境配慮とともに、社会、経済に貢献することが期待されているものといえる。

環境省では、平成30年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」に、SDGsやパリ協定などの分野横断的な潮流を受け、①環境・経済・社会の統合的向上を具体化すること、②地域資源を持続可能な形で最大限活用すること、③より幅広い関係者との連携を図っていくことが示されている。また、同年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境基本計画の考え方の上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生が掲げられ、施策が示されている。さらに、令和2年1月には、「次期生物多様性国家戦略」の策定に向けて、2050年での「自然との共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、幅広い観点から有識者の意見を伺うことを目的として、第1回「次期生物多様性国家戦略研究会」が開催されている。

国土交通省では、平成26年3月に「環境行動計画2014-2020」を策定され、①東日本大震災以降の我が国のエネルギー供給体制の脆弱性、CO₂排出量の大幅増、②IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書における世界的な地球温暖化の進行に伴う災害リスク増、③世界全体での資源制約の強まり、④世界的な生物多様性の劇的な損失等、深刻化する環境危機を乗り越え、政府が目指す持続可能な社会実現に貢献するための施策を体系化している。このなかの重要課題としては、①省エネ強化、再生可能エネルギーの徹底活用等により長期的な温室効果ガス排出量を大幅削減する「緩和策」と気候変動による様々な影響に対処する「適応策」の両輪に関わる施策の充実強化、②バイオマスのエネルギー・資源利用推進強化、建設廃棄物の削減、効率

的な静脈物流システムの構築支援、③地方公共団体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働による生態系ネットワークの充実強化、が挙げられている。平成29年3月にはこの環境行動計画が一部改定され、地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画等の各種計画に位置付けられた施策・目標値が反映されるとともに、パリ協定を踏まえ、緩和策を中心として長期的な観点から重要な視点や取組み例が記載された。

また、国土交通省は、国土形成計画（平成27年8月閣議決定）等を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組みを推進してきた。令和元年7月には「グリーンインフラ懇談会」の検討により、グリーンインフラの取組を推進する方策等が示された「グリーンインフラ推進戦略」がとりまとめられた。

建設コンサルタントの成果には、環境に関する法順守の姿勢が強く求められる他、法整備や計画等の動向による新たな業務の拡大や地域の社会・経済への貢献が期待されている。なお、環境マネジメントシステムであるISO 14001:2015では、これまでの有害な環境影響を防止する「汚染の予防」だけでなく、新たに追加された「環境保護」として持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動の適応、並びに生物多様性及び生態系の保護に配慮することが示されている。

建設コンサルタントは、企画・構想段階から維持管理段階まで幅広い業務領域を担っている。地域社会における生活環境、自然環境への配慮は勿論のこと、建設副産物やCO₂の発生抑制、リサイクルの推進などの事業の早期段階における環境配慮は、環境負荷低減の効果が高いことから、建設コンサルタントの役割・責任は重大である。また、環境に配慮した計画・設計の成果は、施工段階や維持管理段階に反映され、社会資本として整備されることで、環境に関する効果を含め、その機能を最大限に発揮するものとなる。

建設コンサルタントには、地球環境問題から身近な生活環境・自然環境に至る多様な環境の保全・創出に係る対応策を提案できる総合的な技術力と環境配慮を伴う品質向上に向けたマネジメントシステムの運用が求められている。

また、今後の多様化する課題に対し、環境配慮の実効性を高めるためには、

- ①環境に関する最新の法令・計画・マニュアル・ハンドブックなどの順守・活用
- ②環境保全とともに社会・経済に寄与する環境配慮を提案する意識の向上
- ③環境配慮の実現に向けた多様なステークホルダーとの連携機会の拡大
- ④環境配慮活動を継続的に実施し改善するシステムの構築とその運用

について積極的に取り組む必要がある。

建設コンサルタントは、事業実施に関連する合意形成を得るためにも、地域経済の活性化や循環が図られるよう多様な環境配慮の視点を持って業務に対応することが望まれる。

（2）協会の取組み

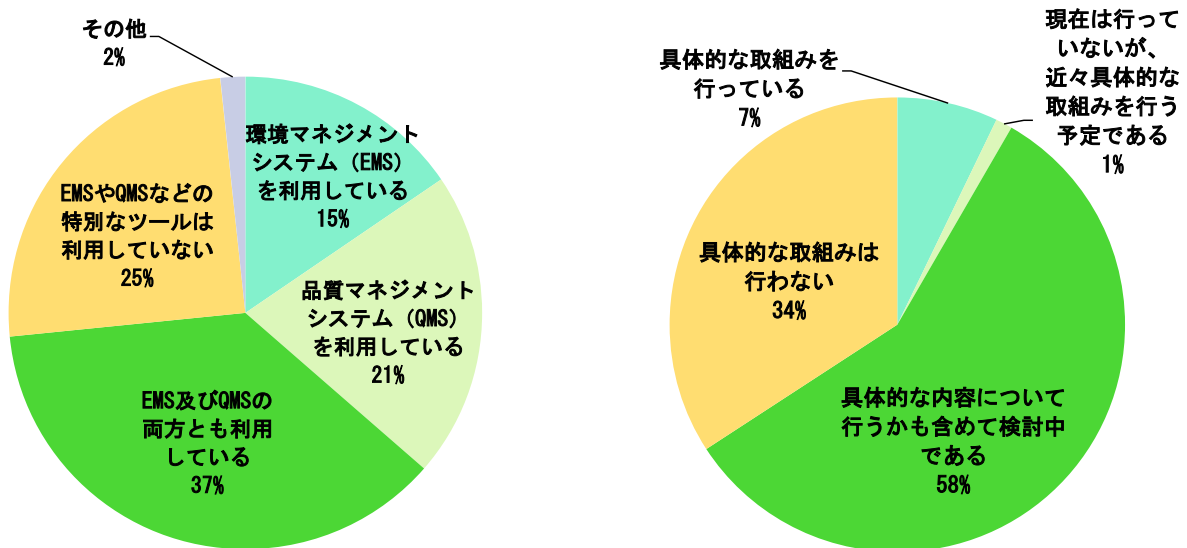
環境配慮に関する企業アンケートを実施するとともに、「JIS Q 14001:2015 運用の手引き」、「環境配慮の手引き 2019」の発行やマネジメントセミナーによる情報提供を行っている。また、中期行動計画（2019～2022）の施策に「環境配慮経営の実践」が位置づけられ、アンケート調査の一部で企業の環境配慮経営に関する実態について把握した。

協会が平成31年4月に実施した「環境配慮に関する企業アンケート」は以下のとおりである。

- ・調査対象：会員企業、技術者
- ・調査時期：平成31年4月
- ・調査方法：アンケート調査
- ・回答数：回答企業88社（平成31年4月現在486社のうち18.1%）、所属する技術者540人
- ・調査結果：協会ホームページに報告書を掲載（図2-5-4）

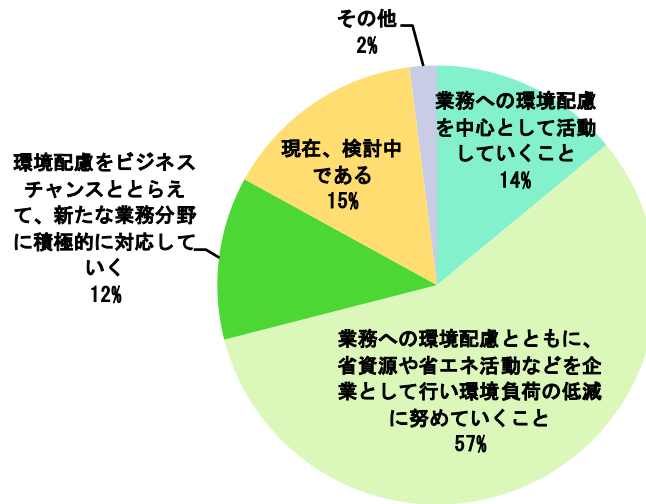
この調査結果によると、技術者の73%が環境マネジメントシステム又は品質マネジメントシステムを利用して環境配慮を行っていることが分かった（図2-5-1）。一方、SDGsに対する具体的な取組み状況では、「既に取り組みを行っている」又は「取組みを予定している」と回答した技術者は合わせて全体の8%、「具体的な取組みを行うかどうか検討中である」という回答が58%を占めており、関心の高さがうかがえる（図2-5-2）。また、会員企業の「環境配慮経営」の捉え方については、「業務への環境配慮とともに、省資源や省エネ活動などを企業として行い環境負荷の低減に努めていく」とする回答が57%を占め、「業務への環境配慮を中心として活動していくこと」とする回答の14%を大きく上回っていることが分かった（図2-5-3）。

また、協会ではISO規格改正に伴う「JIS Q 14001:2015 運用の手引き」、計画・設計業務に環境配慮を確実に反映するための「環境配慮の手引き 2019」等で情報提供、環境配慮に関する講演会を開催するとともに、関係団体や事業者へのヒアリング、現地視察を行い、環境に配慮した事例についてマネジメントセミナーで紹介している（図2-5-4）。



出典：協会「環境配慮に関する企業アンケート結果」（平成31年4月）

図2-5-1 環境配慮へのマネジメントツールの利用 図2-5-2 SDGsに対する具体的な取組み状況
 （技術者534人） （技術者534人）



出典：協会「環境配慮に関する企業アンケート結果」（平成31年4月）

図2-5-3 環境配慮経営の捉え方（会員企業86社）



図2-5-4 情報提供の取組み